

第1回長野県共生社会づくり調整委員会議事録

日 時：令和4年10月24日（月）

10：00～12：00

場 所：長野県庁議会増築棟 404・405号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員自己紹介

4 会長選出

山本企画幹

会議事項に移らせていただきたいと思います。まず、会長の選出を行っていただきたいと存じます。

会長の選出については、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例施行規則」第7条第1項で「調整委員会に会長を置き、委員が互選する」となっております。

選出方法につきましては、「委員の互選」となっていますので、皆様方にお諮りしたいと存じます。どなたか御意見等ございませんでしょうか。

小池委員

小池と申します。本委員会の会長に大塚晃委員を推薦させていただきたいと思っております。

大塚委員は豊富な学識経験をお持ちで、なおかつ、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の骨子案骨格案を検討されて、報告をまとめられたり、県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門部会の会長も務めていらっしゃいました。

その条例に基づき設置された本委員会の会長には最適と思っておりますので、会長をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

異議なし

5 会長就任、あいさつ

大塚会長

改めて大塚です。よろしくお願いいたします。条例の作成にあたっては一緒に作っていただいた委員の方もいらして、懐かしいメンバーで、今回また、長野県の調整委員会ということで会長に推薦されまして、様々な事項、課題が出てくるだろうと思っております。紛争事例がでてきた場合には、真摯に向き合って皆さんと一緒にやってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

6 会長職務代理の指名

大塚会長

それでは、会議事項に入る前に、条例施行規則第7条第3項の規定により会長の職務代理者

を指名したいと思います。

御経験が豊富で、障がいのある方と事業者の方の中立的立場という視点から、山本委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

7 会議事項

(1) 調整委員会の運営について

事務局

資料 1、2、3 の説明

大塚会長

ただいまの事務局の説明、資料 1 から 3 についてご質問あるいはご意見ありましたらどうぞ。資料 3 が今日決めておくべきこれからの体制ということですのでけれども、事務局から第 1 案、第 2 案ということで説明いただきました。これについて皆さんの方から。

どちらかという、これから事案が出てきた場合にはスピーディーな解決、あるいはそれについて少し分野ごとではありますけれども、集まっていただいて検討するというのが、第 1 案ということでもあります。どちらかというそちらの方が合理的、効率よくこれから事案が出てきたときに解決案あるいは斡旋案がだせるのではないかとということでもありますけれども、もちろん第二案も含めて皆さんのご意見いかがでしょうか。

どうぞご自由に。

山本委員

第 1 案で合議体を設ける方がよりスピーディに解決できるのではないかとと思うんですけども、私も初めてなので分からないところがあるので、おそらく資料 2 の調整委員会のところでこの調整委員会が何をするのが明示されていると思うんですが、あっせん案の作成の際に、例えば、資料提出、説明、意見を求めることができる等とありますが、作成は恐らく実際に会議を開いて、実際に当事者からも直接お話を聞く形なのか、書類の提出といった形で直接お会いしないのか、そのあたりによって会議の回数も変わってくるかと思うので、そのあたりの見通し、実際に斡旋案を作成することになった場合に、どのくらいのスピード感をもって、例えば 1 ヶ月で作成するかとか、それとも本人から話を聞くなどして 3 ヶ月なのか半年なのか、そのあたりのイメージがあればお聞きしたいなというところです。

藤木課長

資料 2 の県のところの上から 2 番目に事実調査という項目がありますが、基本的にはあっせんの申し立てがあった場合には、事実調査を県の職員がしっかりさせていただきます。

その事実調査に基づいて調整委員会ではご審議をいただくというのが基本的なパターンですが、もし調整委員会として必要があれば、さらなる調査等をしていただくということは十分考えられると思います。審議にかかる時間ですが、複雑な案件もあるでしょうし、案件ごとにかかる時間はまちまちだと思いますが、出来るだけ速やかに解決への糸口を見つけていただくという意味においては、可能な限り速やかにとしか事務局としてはお答えのしようがないところですが、長時間かけずに、可能な範囲で速やかにということ考えてございます。従って合議体を形成してご審議をいただいたほうがより効率的にご審議いただけるかと考えます。

山本委員

そうであれば、なおさら、スピード感を持ってということなので、合議体を形成したほうが適切ではないかと考えます。

草間委員

その勧告を求めての審議ということで、県条例については 30 万の罰則規定等があったんですね。差別解消法につきましては、虚偽の申告があった場合に 30 万以下の罰金ということでございますが、県条例についてはないということでもよろしいわけでしょうか。

藤木課長

県条例には罰則規定はございません。

草間委員

そうしますと、勧告を求められた事業所あるいは企業が勧告に従わなかった場合、これは県条例で適応するというのではなくて、差別解消法の制度にそって取り組むということでもよろしいでしょうか。

藤木課長

資料 2 の裏面をご覧くださいと思いますが、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、県として勧告した旨、あるいは勧告した内容を公表するという規定がございますので、事業所にとってみれば、公表されるということは社会的なダメージも大きいので、そういう点から考えて公表という制度が設けられていることによって、一定の、強制力とまではいいませんが、実効性を担保できると考えております。

草間委員

公表を最大のとりでにしているということですが、調整委員会においては、差別解消法で定められたところまでは踏み込まないということですか？それと公表というのはどのような場どのように公表されるのか二点です。

藤木課長

あくまでも調整委員会は条例に基づいて設置された機関になりますので、条例の範囲内での役割を果たしていただく形になります。それから公表については、事案が生じた段階で精査させていただきますけれども、県ホームページに掲載するとか、あるいはプレスリリースといった形で公表といったことが想定されると思います。

草間委員

精神の場合については、B 型作業所等との摩擦を非常に多くの方が抱えているので、調整委員会で勧告だけで終わった場合は、それで納得ができない場合は、差別解消法の方に申し立てるということでもよろしいわけでしょうか。私どもの団体が、この委員会に関係なくして、独自に申し立てるということでもよろしいわけですね。就労に関して非常に多くの問題をかかえています。これは合理的配慮の不提供ということですので、やるところまではやらないといけないのかなという思いはしております。

大塚会長

一般論ですが、障害者差別解消法の議論、先ほどの 30 万のを受けてですけども、罰則とい

うのは虚偽の証言ということのみなので、差別解消法上の罰則というのは、事業所も含めてもなく、建設的対話をもって最終的には解決して下さいということになっておりますので、この委員会においても最終的には建設的対話をもってその調整に入る、それを一番最初の目標としてとことん頑張る、最終的にそれに納得できなくなってしまうということであれば、公表を含めてそういう手段にいくということです。それによって何か罰則をつけるというのは差別解消法を含めてなかなか困難な状況であるということをご理解ください。

草間委員

そうしますと差別解消法、一部遅ればせながら改正をようやくしたんですけれども、スタートから本来なら事業者に対しても義務にすべき物を長年引っ張ってきたにも関わらず、虚偽の申告等が認められた場合、30万円以下の罰金ということすら非常に安易な位置にあるということですか。

大塚会長

手段としては、今のところそういうことです。これから法律の改正も含めて将来は色々な課題が出ているということは承知ですけれども、今のところは建設的対話を持って事業者と当事者の方の話し合いの中でやっていきたいと思いますということが基本ですので、県の中においてもこの条例の中においても主眼にしたいと思います。

草間委員

ありがとうございました。

大塚会長

合議体について、どうしても第二案というご意見がなければ、第一案ということで考えていいかなということですが。

賛成の声

よろしいですか。皆さんの賛成ということなので、合議体については第一案でということでの会の決定としたいと思います。

では今後、紛争事案が生じた場合にはこの第一案、このような合議体を設けて対応していくことにしたいと思いますのでお願いします。

他には事務局から何かございますでしょうか。

事務局

合議体を設けるにあたって、調整委員会運営要領を案配布
資料内容確認

大塚会長

質問意見をお願いします。

草間委員

合議体の第2条「委員会が指名するもの」というこの、委員会とはどのような会を指しているのでしょうか。

藤木課長

こちらでいう委員会とは、まさにこの調整委員会のことを指します。

資料3でご了解いただきました、資料3の表にある形で委員会が示した者ということでご理解いただければと思います

草間委員

了解しました。

大塚会長

他にはいかがでしょうか。では、事務局の案でこれから進めて行きたいと思います。よろしいですね。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

〈10分休憩〉

(2) 障がい者差別に関する研修会

「誰もが幸せに暮らせる社会 最前線」

長野メディエーション研究所 代表 依田 哲郎 氏

(3) その他

8 閉 会